

三重県産業観光推進協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、三重県産業観光推進協議会（以下、「本会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 本会事務所を三重県桑名市に置く。

(目的)

第3条 本会は、三重県内の企業等関係者が一体となって国内外からの企業視察及び教育旅行等の受入を行うことで、産業観光の振興及び企業間の国際的な交流の促進など観光面及び産業面での地域活性化に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業観光推進のための広報・宣伝に関すること。
- (2) 産業観光推進にかかる誘客・受入に関すること。
- (3) 産業観光推進のための情報収集・情報交換に関すること。
- (4) その他本会の目的達成に必要なこと。

第2章 会員等

(会員)

第5条 本会は、前条に定める目的に賛同する以下の各号に掲げるもの（以下「会員」という。）をもって組織する。

- (1) 三重県内に所在する産業観光にかかる施設や事業所等がある企業・団体等
- (2) 三重県及び三重県内の市町

2 会員は、本会が実施する事業に積極的に関与し、産業観光の推進と事業の円滑な推進に努めなければならない。

3 本会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。会員が退会する場合には、書面により届け出るものとする。

4 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名（会員が個人の場合については、その氏名及び住所）に変更があったときは、遅滞なく本会にその旨を届け出なければならない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 顧問 1名
- (4) 監事 2名以内

2 役員は、総会において会員から互選しこれに充てる。

3 会長、副会長、顧問及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 顧問は、協議会の運営について助言等を行う。
- 4 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期等)

第8条 本会の役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会)

第10条 本会は総会を置き、会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、毎年度1回以上開催する。
- 3 総会の議長は、会長が務める。
- 4 総会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の策定又は変更に関する事
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事
 - (3) 役員を選任及び解任に関する事
 - (4) 規約の改廃及び各種規定の制定及び改廃に関する事
 - (5) その他本会の運営に関する重要な事項
- 5 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することはできない。ただし、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 7 総会の議事は、出席会員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が必要と認めるとき召集する。
- 3 役員会の議長は、会長が務める。

4 役員会は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 第10条で定める総会で諮る議案に関する事項
- (2) 第5条第3項で定める新規入会者に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) その他、会長が必要と認めること

5 役員会は、総会を招集する暇がなく、緊急を要するときは、第10条第4項各号の事項を専決処分することができる。

6 役員会は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会にこれを報告し、その承認を受けなければならない。

(幹事会)

第12条 会長が必要と認めるとき、役員会の下に幹事会を置くことができる。その運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会計

(精算)

第13条 会員が本会の事業の一環として視察等を受け入れた際は、調整にかかる費用に相当する金額を本会に納めることとする。その精算方法に関し必要な事項は、総会の承認を得て別に定める。

(予算及び決算)

第14条 本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 本会の事務局は、桑名市産業観光まちづくり協議会事務局に設置する。

第6章 補則

(委任)

第17条 この規約に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第18条 本会は、総会の議決を経て解散することができる。

2 本会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

(施行期日) 本規約は、令和4年4月19日より施行する。

2 協議会の設立初年度の事業計画及び予算は、設立総会の定めるところによる。

3 協議会の設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず設立の日から令和5年3月31日までとする。

4 協議会の設立初年度の役員体制は、別に定め、設立総会で承認を得るものとする。